申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許 認	可等の内容	事業計画決定前の土地区画整理組合の設立の認可(個人施行者(市町村を除く。)及び土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業(1の市町村の区域に属するものに限る。)に関する事務に限る。)
根拠》	去令及び条項	土地区画整理法第14条第2項
所 管	部課係名	まちづくり未来部都市計画課都市計画係
審	関係条項	
		土地区画整理法第14条第2項の規定による。
査		2 組合を設立しようとする者は、事業計画の決定に先立つて組合を設立する必要があると認める場合においては、前項の規定にかかわらず、7人以上共同して、定款及び事業基本方針を定め、その組合の設立について都道府県知事の認可を受けることができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。
	基準	
	(未設定の場	
	合はその理由)	
基		
	参考事項	
準	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場 合はその理由)	4 3 日
	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)